

令和3年度予算編成について

1. 厳しさを増す財政状況

令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、未だにその収束の見込みは立たず、内閣府が発表した4～6月期の国内総生産速報値では年率換算27.8%減と過去最大の落ち込みとなり、日本経済は戦後最大とも言われる危機に直面している。

また、近年の気候変動の影響等により、自然災害の激甚化傾向が強まる中、甚大な被害が発生し、災害復旧・復興に要する負担が被災地に重くのしかかっている。

このような中、久留米市においては、令和元年度決算での経常収支比率が99.9%に悪化し、財政構造の硬直化がこれまでにない水準に達している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による市税をはじめとした歳入の大幅な減少が見込まれ、危機的な財政状況に陥ることが懸念されている。

2. 持続可能な都市づくりに向けて

(1) 感染症対策と経済活動の両立

ポストコロナ社会を見据え、医療体制の確保・充実をはじめとして、新しい生活様式への転換、急速に進むデジタル化に対応した地域社会の構築、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新たな企業や人の流れの創出等に取り組む。

(2) 自然災害への対応

平成30年度以降の3年連続での豪雨災害や平成28年熊本地震など、近年災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、その防災・減災対策は喫緊の課題である。住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちの形成に向けて、関係機関との連携の下、スピード感を持って進める。

(3) 総合計画・地方創生総合戦略の推進

令和2年度から新たに始まった新総合計画第4次基本計画及び第2期地方創生総合戦略では、将来にわたってより長く人口が維持できる都市づくりを推進していくこととしている。このコロナ禍の状況と厳しい財政環境を踏まえながら、総合計画に掲げる目指す都市の姿の実現に向けて、ポテンシャルを生かした開発促進及び地域振興、教育環境の充実等に取り組む。

このような取組を通じて、ポストコロナ社会を見据えた、安全・安心で、将来にわたって活力あふれる持続可能な都市づくりを進めていく。

3. 予算編成の基本姿勢

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済や市民生活に甚大な影響を与え、久留米市においても、本年度当初より歳入環境の悪化を見据え、「令和 2 年度予算の一部執行停止について(令和 2 年 6 月 30 日部間会議通知)」を発出し、歳出の抑制を図っているところである。

また、「1.3. 久留米市の財政」で述べたとおり、令和 3 年度のみならず、今後数年間にわたり厳しい財政運営を強いられることが予想される。このため、コロナ禍における「新しい生活様式」の定着を契機に、時代のニーズを的確に捉え、先例にとらわれることなく、真に必要な事業かどうか、ゼロベースで見直しを行い、事業の厳選と重点化を強化することとする。

しかしながら、こうした状況においても「住みやすさ日本一」の実現のために『暮らし・教育(おもいやりと育み)のまちづくり』『安心・快適・都市力(やすらぎと発展)のまちづくり』『地方創生、経済成長・雇用(魅力と活力)のまちづくり』の3つのまちづくりに取り組み、市政を運営しなければならない。

したがって、きたる令和 3 年度は感染症対策に万全を期すとともに、引き続き「住みやすさ日本一」の実現に向け、新総合計画第 4 次基本計画及び第 2 期地方創生総合戦略を基本として、3つのまちづくりに取り組み事業の推進を図るものとする。

4. 予算編成の考え方

令和 3 年度予算編成にあたっては、前記の基本姿勢を踏まえ、予算要求すること。

また、今後の財政運営における課題を踏まえ、職員一人ひとりが財源不足の解消に、今、取り組まなければならないことを肝に銘じ、特に経常的・固定的経費の圧縮に努め、責任ある予算要求を行うこと。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策等への確実な対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ここ最近では、政権交代ともあいまって、感染症対策、行政デジタル化、規制改革等、国の動きは目まぐるしいものがある。このため、令和 3 年度予算編成に当たっては、このような動きを的確に捉え、時期を逸することなく、確実に対応すること。

(2) 総合計画及び地方創生総合戦略の推進(優先課題事業)

人口問題をまちづくりの総合的な課題として捉え、持続可能な都市づくりを推進する総合計画及び地方創生総合戦略に基づいた事業の展開を図ること。

なお、令和 3 年度予算編成にあたっての基本認識を踏まえ、目指す都市の姿の実現に向けて、安全で安心して暮らせる災害に強いまちの形成をはじめ、ポテンシャルを生かした開発促進及び地域振興、新たな技術を活用した地域の活性化、教育環境の充実等の分野を中心に優先課題事業を設定する。

- ① 防災対策強化事業
- ② 市街地浸水対策事業
- ③ 都市づくり計画事業
- ④ 中心市街地再整備事業
- ⑤ 企業誘致推進事業
- ⑥ 東部・西部地域振興事業
- ⑦ e-市役所環境構築事業
- ⑧ 地域企業育成事業
- ⑨ 教育ICT活用事業

(3) 法改正及び国等の動きへの確実な対応

感染症対策等以外の法改正及び制度変更等により対応が必要な事項については、法制度を熟知し確実に対応すること。

(4) 大胆に、徹底した行財政改革の推進

「行財政改革推進計画」については、令和2年度から4年度までの3年間も、継続することとしている。現在の財政状況を踏まえると、この期間においては、より効果的効率的に取り組みを進める必要があるため、下記の「強化すべき取り組み」を十分に念頭において、全ての既存事業の適時性や費用対効果を改めて検証すること。

【強化すべき取り組み】

- ① 歳出抑制・歳入確保による財政改善効果の創出を目的とした「事業削減・見直し」
- ② 施設の集約化等や維持管理・改修等のコスト縮減を目的とした「公共施設管理の最適化」
- ③ ICTの積極的な活用に伴う事務効率化、市民サービスの向上を目的とした「e-市役所」及び「働き方改革」

(5) 市民と行政の協働による施策・事業の推進

今後、地域課題は一層複雑多様化して、きめ細やかで迅速な対応や専門的な対応等が求められ、また、これまでよりも厳しい行財政環境の中においては、市民活動を活性化し、市民との協働をさらに進める必要がある。

そのため、各部の施策・事業においては、協働の手法を活用しながら、「市民と行政の協働」の視点を持って進めること。

また、一部の地域コミュニティ組織では行政との協働事業への負担感も生じている点も踏まえ、各部は、別紙『協働の視点』による施策・事業評価を行い、協働による施策・事業の展開により、特色ある地域づくり、魅力あるまちづくりの推進を図ること。